

（目的）

第1条 この規程は、福岡女学院ハラスメント防止・対策規程第3条第4項の規定に基づき、福岡女学院中学校及び高等学校（以下「本学」という。）におけるハラスメント防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本学における教育研究上、修学上及び就労上の公正の確保並びに生徒等、教職員、本学関係者等の環境等の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 教職員

教育職員、事務職員、技術職員、契約講師、契約職員、非常勤講師、非常勤職員、その他の期限付き雇用教職員等、本学に在職するすべての職員

(2) 生徒等

生徒、留学生等、本学で修学するすべての者

(3) 関係者

生徒等の保護者、関係業者等の職務上の関係を有する者（教職員及び生徒等を除く）

(4) セクシュアル・ハラスメント

イ 教職員が、他の教職員、生徒等、関係者等を不快にさせる性的な関心及び欲求に基づく言動（性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動や性的指向や性自認に起因した差別的言動も含み、職場の内外を問わない。以下「性的な言動」という。）

ロ 生徒等が教職員、他の生徒、関係者等を不快にさせる性的な言動

ハ 関係者が教職員、生徒等を不快にさせる性的な言動

(5) アカデミック・ハラスメント

教職員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員又は生徒等に対して行う教育上又は修学上の不適切な言動

(6) パワー・ハラスメント

教職員が職務上の地位又は権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動

(7) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

教職員の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動や当該制度や措置の利用をした教職員の就業環境を害することとなる言動

(8) その他ハラスメント

前4から7号に類する言動に類する言動

(9) ハラスメントに起因する問題

イ ハラスメントのため教職員が職務に専念できなくなる程度に就労上の環境が不快なものになること又は生徒等が学業に専念することができなくなる程度に修学上の環境が不快なものになること

ロ ハラスメントへの対応に起因して教職員、生徒等が以下に掲げる就労上及び修学上の不利益を受けること

a 昇任、配置転換等の任用上の取り扱い及び昇格、昇給、手当等の給与上の取り扱いに関する不利益

b 進学、進級、成績評価及び教育上の指導を受ける際の取り扱いに関する不利益

c 誹謗中傷を受けること

d その他事実上の不利益

(学校の責務)

第3条 本学は、教職員及び生徒等に対し、ハラスメントの防止等に関して必要な研修等を実施するなどの啓発活動を行う。

2 本学におけるハラスメントの防止及び救済に関する対策を総合的に取り扱い、もって快適な修学及び就労環境を確保するために、福岡女学院中学校・高等学校ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）及び相談員を置く。

3 対策委員会の組織、任務等及び相談員については対策委員会に関する規程に定めるものとする。

(監督者の責務)

第4条 教職員又は生徒等を指導・監督する地位にある者（他の教職員又は生徒等を事実上監督していると認められる「教頭、主任、事務長、課長、課長補佐、係長、教員又はこれらと相当の職以上の職にある者等」も含む。）は、当該監督する教職員又は生徒等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

(教職員及び生徒等の責務)

第5条 教職員及び生徒等は、ハラスメントを行ってはならない。

2 教職員及び生徒等は、この規程に基づき対策委員会の調査等に協力しなければならない。

(不利益取り扱いの禁止)

第6条 校長及びすべての教職員は、相談、調査等に係る協力その他ハラスメントの排除、ハラスメントに起因する問題への対処等に関し、相当な対応をした教職員及び生徒等に対し、そのことをも

って不利益な取り扱いをしてはならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、定例会の議を経て校長が行う。

附 則 1

この規程は、2017（平29）年11月17日より施行する。